

【論文】

# ゴーイング・コンサーン監査実務指針改正における問題点 － 継続企業の前提に関する重要な疑義の有無に関する 判定基準を中心に －

“Some Problems of Revised Going Concern Auditing Standards in Japan:  
Mainly in assessment of entity’s ability to continue as a going concern”

濱 本 明  
Hamamoto Akira

## 目次

- I 序
- II 主要な改正の概要
  - 1. 改正の経緯
  - 2. 経営者及び監査人の評価期間に関する改正
  - 3. 継続企業の前提に関する重要な疑義の有無に関する判定基準の改正
- III 継続企業の前提に関する判定における影響
  - 1. 指標の制度としての定着度における問題
  - 2. 流動固定分類における問題
  - 3. 経営者の評価期間との関係における問題
  - 4. 商慣行、会計慣行に関する問題
- IV 結

## (要旨)

新監査実務指針第570号「継続企業」は、IAASBによるクラリティ・プロジェクトを受けて行われた短期間における大量の監査実務指針改正の中で設定・公表されたものである。そのため、クラリティ版ISA570号「継続企業」の内容が、我が国の制度にマッチするか、基準内外での理論的整合性は確保されているかについて、十分に検討されないまま我が国実務指針に導入され、規定化されたおそれがある。

特に、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるか否かについて「流動負債が流動資産を超過している状態」を判定基準とすることは、英米とは異なり我が国の制度においては未定着である点、ドイツ及び米国の監査基準と比して、経営者及び監査人の評価期間との関係において理論的整合性が十分に確保されていない問題がある。そのため、当該判定基準に代えて支払能力の有無を検討する新たな判定基準を規定することが望ましいと考えられる。

(キーワード)

ゴーイング・コンサーン, 継続企業の前提, 債務超過, 支払不能, 評価期間

## I 序

2011年12月22日に監査基準委員会報告書第570号「継続企業」(以下, 新監査実務指針第570号)が公表され, すでに2012年4月1日以後開始する事業年度に係る監査(及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間監査)から適用されている。この改正は, 国際監査・保証基準審議会 (IAASB) によるクラリティ・プロジェクトの完了を受けて行われた我が国監査実務指針改正の1つである。

このクラリティ・プロジェクトを受けての我が国監査実務指針の改正は, 当該プロジェクトによって改正された国際監査基準 (ISA) とのコンバージェンスの観点から, 2010年から2011年までの間に37の監査実務指針が改正され, これに伴い既存の26の監査実務指針が廃止されたものである。このように, 短期間に大量の監査実務指針がISAに準拠すべく改正されたことから, これらの改正が我が国の制度とマッチするか否かについて十分に吟味されたかどうか, 基準内での理論的整合性は十分に確保されているか否か, が問題となる。

そこで, 本稿では, ゴーイング・コンサーン監査, すなわち継続企業の前提に関する監査に関するISAの改正, そしてこれに伴って我が国監査実務指針において改正された規定を詳細に分析し, 改正内容の我が国制度との親和性, 理論的整合性等を検討し, 特に継続企業の前提に関する重要な疑義の有無に関する判定基準について, その問題点を明らかにすることを狙いとす。

## II 主要な改正の概要

### 1. 改正の経緯

(1) IAASBによるクラリティ・プロジェクト

国際会計士連盟 (IFAC) においてISA等を作成するIAASBは, 国際的な監査基準等のコンバージェンスを目指して, 2003年から監査基準等のクラリティ (明瞭性)・プロジェクトを実施し, 36のすべてのISAについてクラリティ版ISAとして再起草を行い, 2009年にこれを完了した。

クラリティ・プロジェクトの内容は, 基準の分かりやすさを改善するために, ①基準ごとに達成すべき「目的」を設定する, ②目的を達成するために監査人が遵守しなければならない「要求事項」を明確化する, ③基準全体及び要求事項の趣旨や具体的説明及び例示として「適用指針」を示す, といった新たな起草方針を定めてISAの再起草を行うものである。

上記クラリティ・プロジェクト終了後, IOSCO (証券監督者国際機構) による「国際監査基準に関する声明」(IOSCO Statement on International Auditing Standards) において, クロスボーダーでの公募及び上場におけるクラリティ版ISAに基づく監査の受入, 国内向けの監査基準設定にあたってクラリティ版ISAを考慮に入れることを促すことが2009年に公表された。

ゴーイング・コンサーン情報について規定するISA570号「継続企業」は, こうしたクラリティ・プロジェクトの一環として2008年に改正されたものである。

(2) クラリティ・プロジェクトに関する我が国の対応

前述したIOSCOの声明を受けて、我が国においても2010年に企業会計審議会から「監査基準の改訂に関する意見書」が公表され、まず監査報告基準についての改正が行われ、クラリティ版ISAとの調整が図られている。次に、日本公認会計士協会の監査実務指針については、新クラリティ版ISAと整合するように、新起草方針に基づく監査委員会報告書に改正する作業が進められてきた。

我が国のゴーイング・コンサーン情報についての規定については、従来の監査実務指針であった監査基準委員会報告書第22号「継続企業の前提に関する監査人の検討（中間報告）」（以下、旧監査実務指針第22号）が廃止され、2011年12月に公表された新監査実務指針第570号に置き換えられている。

以下では、我が国の監査実務指針の改正のうち重要と考えられるものについて、当該改正の発端となったクラリティ・プロジェクトによるISAの改正に遡って改正の内容を分析及び検討する。

## 2. 経営者及び監査人の評価期間に関する改正

### (1) ISA改正の内容

継続企業の前提に関して経営者及び監査人が評価しなければならない期間について、2008年改正前ISA570号「継続企業」（以下、旧ISA570）第18項においては、以下に示すように（下線は引用者）、評価期間を少なくとも貸借対照表日から12ヶ月間として、それ以上の期間について経営者が評価した場合、監査人も同じ評価期間について検討しなければならないと規定していた。

監査人は、経営者が財務報告の枠組みに基づく評価に当たり適用した期間と同じ期間について検討しなければならない。経営者による継続企業として存続する事業体の能力についての評価が貸借対照表

日から12ヶ月に満たない期間を対象としている場合には、監査人は、評価の対象期間を貸借対照表日から12ヶ月間に延長することを要求しなければならない。

これに対して、2008年改正ISA570号「継続企業」（以下、クラリティ版ISA570）第13項においては、経営者及び監査人の評価期間を少なくとも貸借対照表日から12ヶ月間とすること、それ以上の期間について経営者が評価した場合については監査人も同じ期間を検討することについては従前と変わらないが、これらに加えて、以下に示すように（下線は引用者）、少なくとも法律又は規則が要求する期間と同じ期間について経営者及び監査人が検討する必要があることを新たに規定している<sup>1)</sup>。

監査人は、継続企業として存続する事業体の能力についての経営者による評価を検討するに当たって、適用される財務報告の枠組みが要求するところにより当該評価を行うために経営者が適用した期間、又は法律若しくは規則がそれより長い期間を定める場合は当該法律若しくは規則が要求するところにより、当該評価を行うために経営者が適用した期間と同じ期間を対象としなければならない。ISA第560号4において定義されているように、継続企業として存続する事業体の能力についての経営者による評価が財務諸表の日から12ヶ月に満たない期間を対象としている場合には、監査人は評価の対象期間を財務諸表の日から少なくとも12ヶ月間に延長するよう経営者に要請しなければならない。

### (2) 我が国の監査実務指針の改正

一方、我が国においては、従来は経営者及び監査人の評価期間については、旧監査実務

指針第22号第13項において、以下に示すように（下線は引用者）、少なくとも貸借対照表日の翌日から1年間と規定していた。

継続企業の前提に関する経営者の評価が行われていない場合には、監査人は、経営者に対して遅くとも監査終了までに当該評価を実施することを求めなければならない。また、経営者の評価期間が貸借対照表日の翌日から1年に満たない場合には、監査人は、経営者に対して、少なくとも貸借対照表日の翌日から1年間を対象とするよう求めなければならない。

また、旧監査実務指針第22号第7項において、以下に示すように（下線は引用者）、経営者が1年を超えて評価したとしても、監査人に同じ1年を超える評価期間を要求せず、少なくとも貸借対照表日の翌日から1年間と規定していた。

監査人は、経営者が実施した合理的な期間にわたる継続企業の前提に関する評価について、その期間のうち少なくとも貸借対照表日の翌日から1年間を対象期間としなければならない。

旧監査実務指針第22号は、以下に示す監査実務指針の新設に伴い廃止されたが、新たに公表された新監査実務指針第570号第12項においては、以下に示すように（下線は引用者）、経営者及び監査人の評価期間を適用される「財務報告の枠組み」で要求される期間又は法令に規定される期間としている。

監査人は、継続企業の前提に関して経営者が行った評価の検討に当たって、経営者の評価期間と同じ期間を対象としなければならない。この場合、経営者の評価期間は、適用される財務報告の枠組み

で要求される期間又は法令に規定される期間となる。経営者の評価期間が期末日の翌日から12か月に満たない場合には、監査人は、経営者に対して、評価期間を少なくとも期末日の翌日から12か月に延長するよう求めなければならない。

そして、具体的な評価期間については、新監査実務指針第570号における適用指針A9項で、以下に示すように（下線は引用者）、財務諸表の表示に関する規則に従って、少なくとも期末日の翌日から1年間としている。

経営者による評価を明示的に要求している財務報告の枠組みの多くは、経営者に入手可能なすべての情報を検討することを要求する期間について規定している。例えば、国際会計基準（IAS）第1号「財務諸表の表示」は、少なくとも報告期間の末日から12か月の期間だが、12か月に限定されないと定義している。我が国においては、財務諸表の表示に関する規則に従って、少なくとも期末日の翌日から1年間評価することになる。

よって、結果として経営者及び監査人の評価期間を少なくとも貸借対照表日の翌日から1年間としている点については従前と変わりはない。しかし、経営者が1年を超えて評価した場合における監査人に要求される評価期間について規定上は明かではない。

これについては、監査人が同じ期間を検討対象としなければならない経営者の評価期間について、クラリティ版ISA570が「法律若しくは規則がそれより長い期間を定める場合は当該法律若しくは規則が要求するところにより、当該評価を行うために経営者が適用した期間」という最低限の評価期間を超える「経営者が適用した期間」を規定しているのに対して、我が国の新監査実務指針第570号が「適

用される財務報告の枠組みで要求される期間又は法令に規定される期間」として評価期間を限定する形で規定していることから、従来通り少なくとも貸借対照表日の翌日から1年間が監査人に要求されると解される。

したがって、クラリティ版ISA570では法律又は規則が定める期間を超える期間を経営者が評価期間とすることを「要求事項」で想定しているのに対して、新監査実務指針第570号では「要求事項」及び「適用指針」によると法律又は規則が定める期間を超える期間を経営者が評価期間とすることを積極的には想定していないところに違いがある。このような違いが生じた理由は、経営者が長期的な経営計画等を示したとしても監査人が同じ長期的な継続企業の前提に関する検討を行うことは困難であり、ISAと同じ取扱いでは監査人の責任を不安定にさせるおそれがあるからである<sup>2)</sup>。

このように、クラリティ版ISA570が最低限要求することを満たしつつ、従前の実務と同様の取り扱いを規定することは、2011年12月に公表、2012年4月1日開始事業年度からの適用という性急な改正であったことから、実務上の混乱を避けるという意味では支持できる。しかしながら、後述するように継続企業の前提に関する重要な疑義の有無に関する判定基準との関係においては問題がある。

### 3. 継続企業の前提に関する重要な疑義の有無に関する判定基準の改正

#### (1) ISA改正の内容

IHISA570号第8項においては、経営者及び監査人が継続企業の前提に関する重要な疑義の有無に関して、財務に関わる判定基準の1つとして「債務超過の状態又は流動負債が流動資産を超過している状態」を以下に示すように規定していた。

#### 財務に関わるもの

- ・債務超過の状態又は流動負債が流動資産を超過している状態
- ・借換えもしくは返済について現実的な展望のないままに満期日を迎えようとしている期限付きの借入金があること、又は、長期性資産の資金調達を短期借入金に過度に依存していること
- ・借入先又はその他の債権者が金融支援から撤退する兆候
- ・過去又は予測財務諸表が負の営業キャッシュ・フローを示していること
- ・望ましくない財務諸比率
- ・巨額な営業損失又はキャッシュ・フローを生み出すために利用される資産の価値の著しい低下
- ・配当の延滞又は停止
- ・支払期日に債務の返済ができないこと
- ・借入契約の条項を履行することが困難であること
- ・仕入先との取引が信用買いから現金決済に変更されたこと
- ・必要不可欠な新製品の開発又は必要不可欠な投資のための資金調達ができないこと

2008年に改正されたクラリティ版ISA570号においては、上記判定基準とほぼ同一の内容が適用指針のA2項に規定されている。

すなわち、判定基準の内容については、若干の文言の変更は見られるものの実質に変更点は見られず、大きな変更は基準の本文から適用指針に移設された点だけである。

#### (2) 我が国の監査実務指針の改正

継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況としては、従前は監査・保証実務委員会報告第74号「継続企業の前提に関する開示について」第4項に規定されて

おり、財務関係指標として「債務超過」が例示されていた。

貸借対照表日において、単独で又は複合して継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況としては、例えば、以下のような項目が考えられる。

<財務指標関係>

- ・売上高の著しい減少
- ・継続的な営業損失の発生又は営業キャッシュ・フローのマイナス
- ・重要な営業損失、経常損失又は当期純損失の計上
- ・重要なマイナスの営業キャッシュ・フローの計上

・債務超過

<財務活動関係>

- ・営業債務の返済の困難性
- ・借入金の返済条項の不履行又は履行の困難性
- ・社債等の償還の困難性
- ・新たな資金調達の困難性
- ・債務免除の要請
- ・売却を予定している重要な資産の処分の困難性
- ・配当優先株式に対する配当の遅延又は中止

<営業活動関係>

- ・主要な仕入先からの与信又は取引継続の拒絶

新監査実務指針第570号における適用指針(1)A1項においても、以下のように財務関係についての継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が例示されている。なお、前述した監査・保証実務委員会報告第74号は廃止されていないので、新監査実務指針第570号で以下の下線部（下線は引用者）が継続企業の前提における重要な疑義の有無に関する判定基準の追加部分といえる。

財務関係

- ・債務超過、又は流動負債が流動資産を超過している状態
- ・返済期限が間近の借入金があるが、借換え又は返済の現実的見通しが無い、又は長期性資産の資金調達を短期借入金に過度に依存している状態
- ・債権者による財務的支援の打ち切りの兆候、又は債務免除の要請の動き
- ・過去の財務諸表又は予測財務諸表におけるマイナスの営業キャッシュ・フロー
- ・主要な財務比率の著しい悪化、又は売上高の著しい減少
- ・重要な営業損失
- ・資産の価値の著しい低下、又は売却を予定している重要な資産の処分の困難性
- ・配当の遅延又は中止
- ・支払期日における債務の返済の困難性
- ・借入金の契約条項の不履行
- ・仕入先からの与信の拒絶
- ・新たな資金調達の困難性、特に主力の新製品の開発又は必要な投資のための資金調達ができない状況

以上より「債務超過」は、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況の判定基準として従来と同様に例示されており、改正によって「債務超過」が最初に例示された点、これに加えて「流動負債が流動資産を超過している状態」が判定基準として並記された点が確認できる。

### Ⅲ 継続企業の前提に関する判定における影響

以上のように、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるか否かの判定基準が新監査

実務指針第570号において追加されているが、以下では財務関係の判定基準として「債務超過」に「流動負債が流動資産を超過している状態」が追加されたことによる問題点を指摘する。

### 1. 指標の制度としての定着度における問題

新監査実務指針第570号の適用指針(1)A1において、単独で又は複合して継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況として例示されている「債務超過、又は流動負債が流動資産を超過している状態」は、IHISA570号第8項及びクラリティ版ISA第570号適用指針A2項において継続企業の前提について重要な疑義を抱かせるような事象又は状況として例示されている“Net liability or net current liability position”に相当するものである<sup>3)</sup>。

#### (1) 債務超過

まず、上記指標のうち“Net liability position”は、正味の負債又は債務が残る状態を意味すると考えられるが、我が国の制度においては、まず解釈の一つとして、法的倒産処理手続の申立原因である債務超過がこれに相当すると考えられる。この債務超過は、破産法第16条第1項において「債務者が、その債務につき、その財産をもって完済することができない状態をいう。」と条文上で定義されている。すなわち、債務超過とは、財産による財務の完済が不可能な状態を意味することから、貸借対照表の負債の額が資産の額を超過している状態とは限らず、実質債務超過による判定、すなわち東京高等裁判所昭和56年9月7日決定のように負債のうち法定債務の額が資産の売却価額を超過している状態と解されることもあるが<sup>4)</sup>、この他に福岡高等裁判所平成9年4月22日決定に見られるようにDCF法による継続企業価値が負である状態とも解される

こともある<sup>5)</sup>。また、この場合、債務超過の判定は個々の債務者ごとに行われることから、連結貸借対照表による判定は行われない。

これに対して、例えば上場廃止基準に見られるように原則として連結ベースの貸借対照表によって債務超過の判定が行われることもある。従来、債務超過を原因として財務諸表及び監査報告書に継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる旨の記載が行われるケースは、専ら貸借対照表の簿価による判定が行われており、継続企業の前提に関する開示及び監査制度が導入された平成15年3月期から平成25年3月期までの有価証券報告書、半期報告書及び四半期レビュー報告書によると、ほとんどすべての企業において、(連結)貸借対照表の資産簿価を負債簿価が上回る状況によって債務超過が判定されており、簿価を修正して債務超過を判定したケースは僅か3社だけである<sup>6)</sup>。しかし、法的倒産処理申し立てによる継続企業の前提への影響を無視することはできないから、貸借対照表の簿価だけでなく実質債務超過による判定も必要と考えられる。

この点につき、“Net liability position”を「負債が資産を超過している状態」でなく「債務超過」として我が国の委員会報告書第570号に規定したことは、我が国の諸制度における簿価ベースの債務超過判定と実質債務超過判定、個別ベースと連結ベースでの債務超過判定など、様々な解釈の余地を与える点で経営者及び監査人の弾力的な判断が可能であり、この点において支持できると考えられる<sup>7)</sup>。

なお、2010年9月にドイツ経済監査士協会(IDW)から公表されたIDW監査基準270号「監査の枠組みにおける企業活動の継続性判断」(以下、IDW PS 270)は、クラリティ版ISA570号に適合したものである(IDW PS 270第46項)が、同第11項では“Net liability position”について「負債が資産を超えること」(die Schulden übersteigen das Vermögen)

として、ドイツ倒産法における債務超過（Überschuldung）とは異なる表現で規定している。ドイツにおいては会社が支払不能又は債務超過になると、取締役は3週間以内に倒産手続の開始を申請する必要がある（株式会社第92条2項、倒産法第19条）、貸借対照表日において会社が既に債務超過である場合には、監査人がもはや判定するまでもなく、継続企業的前提が成立していない状態も想定されることになるため、ドイツ倒産法上の債務超過を継続企業的前提に関する判断基準とすることは相応しくないという理由によると考えられる。つまり、ドイツ監査基準において「債務超過」という表現が避けられたのは、ドイツ倒産法の規程と矛盾しない、すなわち制度間の親和性を図ったためと考えられる。

## (2) 流動負債が流動資産を超過している状態

次に、“Net current liability position”は、正味の流動負債又は短期的債務が残る状態を意味すると考えられる。財務分析において一般的に流動比率（流動負債÷流動資産×100%）は200%が一応の目安とされ、100%は確保されることが必要であるとされている<sup>8)</sup>。とはいえ、従来から、我が国の継続企業的前提に関連する制度において流動比率による判定や法規制は見られなかった。

むしろ、流動比率による法規制は、米国における配当規制として伝統的に用いられてきた法規制である。かかる配当規制は、支払不能テスト（Insolvency Test）と呼ばれ、会社が支払状態にあるか、配当を行うことによって支払不能になる場合には配当を禁止するという規制であり、支払不能であるか否かは会社の流動負債が流動資産を超えるか否かで判定され、すなわち流動資産と流動負債の差額を配当可能限度額と考えるものである<sup>9)</sup>。また、流動負債が流動資産を超える状態を支払不能とするのは、衡平法<sup>10)</sup>の下で企業が

満期に支払義務を果たすことができないことを判定する基準であり、19世紀のイギリスにおける判例の影響を受け、マサチューセッツ州で最初に導入されたものである<sup>11)</sup>。そして、現在においても米国模範会社法等において配当規制の基準となっている<sup>12)</sup>。

また、米国においては、流動比率による配当の可否を判定する以外に支払不能を判定する場合がある。すなわち、会社の破産原因の存否を確認するために支払不能を判定する場合であり、ここでは負債の額が資産の額を超えるとき、すなわち債務超過をもって支払不能を判定するのである<sup>13)</sup>。

したがって、“Net liability position”も“Net current liability position”も英米において古くから支払不能の判定基準として用いられてきた経緯があり、これらを継続企業的前提の判断基準として用いることには何ら矛盾はなく、すなわち監査基準と倒産法上の取扱いに矛盾はなく、よって制度間の親和性に特に問題はないと考えられる。

一方、我が国においても支払不能か否かについて法的に判断する場合がある。すなわち、支払不能は債務超過とともに法的倒産処理手続の申立原因とされており、「支払能力を欠くために、その債務のうち弁済期にあるものにつき、一般的かつ継続的に弁済することができない状態」と条文上で定義されている（破産法第2条第11項）。

すなわち、我が国においても法的判断において支払不能かを判定することはあるが、流動比率をもって支払不能か否かを判定する法規制は、従来から存在しなかった。よって、我が国の監査基準における「流動負債が流動資産を超過している状態」によって継続企業的前提に関する判断基準とすることは、破産法における支払不能との関係（又は無関係なのか）が明らかでなく、監査基準と破産法との制度間の親和性において問題があると考えられる。

## 2. 流動固定分類における問題

以上、支払不能テストが過去においても現在においても制度上採用されていない我が国において、流動資産と流動負債との比較によって継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況を判定することの問題点を指摘したが、この他、資産を流動資産又は固定資産に区分し、負債を流動負債又は固定負債に区分する基準における問題点もある。

そもそも、貸借対照表の表示において、我が国の制度上資産及び負債について流動固定分類を行い、一般に流動性配列法によって表示することは支払不能テストを行うアメリカの制度を参考とした「企業会計原則」の影響によるものであった<sup>14)</sup>。

「企業会計原則」において、流動資産については「現金預金、市場性ある有価証券で一時的所有のもの、取引先との通常の商取引によって生じた受取手形、売掛金等の債権、商品、製品、半製品、原材料、仕掛品等のたな卸資産及び期限が1年以内に到来する債権は、流動資産に属するものとする。」(第三貸借対照表原則四(一)A)とされ、流動負債については「取引先との通常の商取引によって生じた支払手形、買掛金等の債務及び期限が1年以内に到来する債務は、流動負債に属するものとする。」(同四(二)A)とされている。

すなわち、一年基準だけでなく正常営業循環基準により流動固定分類が行われているため、1年以内に回収される短期的債権だけでなく、1年を超えて回収されるものであっても営業債権、棚卸資産が流動資産に分類され、1年以内に決済される短期的債務だけでなく、1年を超えて決済されるものであっても営業債務は流動負債に分類される。そのため、流動資産から流動負債を差し引いた残額は、正常な営業活動を前提とする支払能力なのか、それとも短期的支払能力を示すのが曖昧である。

よって、流動負債が流動資産を超過してい

る状態によって支払不能を判定する場合、それが正常な営業活動を前提として支払不能を示すのか、それとも正常な営業活動の存続を前提としない短期的支払不能を示すのか、直ちに判定することはできないのである。

さらに、繰延税金資産及び繰延税金負債については、一年基準又は正常営業循環基準によるのではなく、繰延税金資産及び繰延税金負債の計上要因となった一時差異に関連した資産・負債の分類に基づいて、繰延税金資産については流動資産又は投資その他の資産として、繰延税金負債については流動負債又は固定負債として表示される(「税効果会計に係る会計基準・第3第1項」)。そして、繰延税金資産及び負債の資産性及び負債性は将来において税金費用が発生するような十分な課税所得の発生が前提である。よって、繰延税金資産又は繰延税金負債が含まれている場合で、流動負債が流動資産を超過している状態であっても、それが直ちに支払不能を示すとは限らないのである。

以上のことから、流動固定分類を起因として流動資産と流動負債との比較によって継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況を判定するのは問題であり、例えば流動資産及び流動負債から繰延税金資産及び繰延税金負債等のような資産及び負債の一部を除外する等の組み替えを行って判定する必要があると考えられる。

## 3. 経営者の評価期間との関係における問題

前述のように流動負債が流動資産を超過している状態が、正常な営業活動の存続を前提とする支払不能を示すか、単に短期的支払不能を示すか直ちに判定することはできない問題点を指摘したが、これに関連して継続企業の前提に関して経営者及び監査人が評価しなければならない期間との関係が問題となる。

まず、流動負債と流動資産との比較によ

て正常な営業活動の存続を前提とする支払能力を判定する場合、企業の営業循環が1年超の長期にわたる場合、当該長期的営業循環を経て回収可能な額により支払能力を判定すべきだから、経営者及び監査人の評価期間を1年間に限定すべきではない。

これに対して、流動負債と流動資産との比較によって正常な営業活動の存続を前提としないで、単に短期的支払能力を判定する場合には、短期的すなわち1年以内の支払能力が問題となるのだから経営者及び監査人の評価期間を1年間に限定すべきである。

このように、継続企業の前提に関する支払能力の判定の前提と評価期間は無関係ではないため、原則として正常営業循環基準によって貸借対照表に計算表示される流動資産の額と流動負債の額との比較によって継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるか否かの判定させる規定であるにもかかわらず、経営者及び監査人の継続企業の前提に関する評価期間を1年間に限定する我が国の取り扱いは理論的整合性の観点から問題と考えられる。

この点について、クラリティ版ISA570号に従って2012年6月に米国公認会計士協会(AICPA)から公表された監査基準書第126号「ゴーイング・コンサーンとしての企業の継続能力に関する監査人の検討事項(再起草)」(以下、SAS126)では、第7項において経営者及び監査人の評価期間を被監査財務諸表の期日後「1年を超えない期間」としている。そして、ISA570号における“Net current liability position”による判定については、単に流動負債が流動資産を超えることを規定するのではなく、「運転資本の不足」(working capital deficiencies)と規定しており(SAS126適用指針A2項)、上記に示した評価期間と判定基準の理論的整合性が確保されている<sup>15)</sup>。

また、ドイツにおけるIDW PS 270では、ISA570号における“Net current liability position”

について、「流動負債が流動資産を超えること」(die kurzfristigen Schulden übersteigen das Umlaufvermögen)と規定しているが(IDW PS 270第11項)、経営者の評価期間についてISA570号と同様に1年を超える評価期間を想定しており(IDW PS 270第8項)、ここでも評価期間と判定基準の理論的整合性が確保されている。

#### 4. 商慣行、会計慣行に関する問題

我が国では、短期借入金の借換え(ロールオーバー)が行われるため、実質的には長期借入金であっても短期借入金として流動負債に含められる事例が多く、我が国の監査実務指針からは流動資産と流動負債を比較して支払不能を判定する基準が除外されていた経緯がある<sup>16)</sup>。

そのため、流動資産と流動負債のとの比較によって支払能力を判定することは、我が国の商慣行、会計慣行に馴染まないおそれも考えられる<sup>17)</sup>。

例えば、系列取引における力関係により仕入債務の支払サイトが売上債権の回収サイトよりも長い場合には、支払能力を維持しつつ流動負債が流動資産を超過することが考えられる。また、現金収入が潤沢で棚卸資産が少なく、支払取引は信用取引によっているような業種においても、一時的に流動負債が流動資産を超過することも考えられる<sup>18)</sup>。

下記図表に示す資格試験予備校を営むTAC(株)では、受講料を前受けすることから流動負債が多額になり、人件費及び家賃などの固定的支出に備えるだけの資金を準備すれば足りることから流動資産が比較的少額となるが、このような状態であっても正常な営業活動は図表に示す期間だけでも10年以上続いており、よって支払能力が不足しているとはいえない。

#### IV 結

以上、新監査実務指針第570号において追加された、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるか否かの判定基準における「流動負債が流動資産を超過している状態」の問題点を、歴史的に支払不能テストを実施していなかった我が国においては未定着である点、流動固定分類との関連で正常な営業活動を前提とするのか、前提としないで短期的支払能力を判定するのが不明確である点、さらに経営者及び監査人の評価期間が短期的であるために流動固定分類との関係が不明確である点等から指摘した。

そもそも、クラリティ版ISAに準拠するように我が国の監査実務指針を改正する際には、ISAに準拠するとはいっても忠実に準拠するあまりISAの翻訳版を監査実務指針化する姿勢は避けて、ISAの趣旨に遡って、また我が国の制度との親和性に配慮しつつ規定すべきである。もっとも、監査実務指針は、公開草案の公表及び意見の募集等一定の手続を経て改正が行われており、本来であれば我が

国の制度との親和性が十分に吟味されることが手続上想定されているが、新監査実務指針第570号は短期間の内に大量に改正された監査実務指針の一つであり、それが十分に吟味されたかどうか疑問である。そして、制度上定着していない基準については、今後我が国において当該基準について様々な解釈がなされて実務上定着するべく解釈の余地を残す規定の仕方が望ましいといえる。

この点につき、「流動負債が流動資産を超過している状態」という規定は具体的過ぎるため、当該判定基準についての解釈の余地が狭く、これについては再検討が必要と考えられる。

また、法的倒産手続のリスクは企業の継続性に大きな影響を与えるため、解釈においてはゴーイング・コンサーン情報が法的倒産リスクを反映するように、法的倒産処理手続開始原因を整合するような判定基準が望ましいといえる。この点につき、我が国においては、ドイツのように法的倒産処理手続開始原因が生じる場合の取締役の倒産処理申立義務がないことから、法的倒産処理手続開始基準を判

図表 TAC株式会社（東証一部）過去10年間の流動資産・負債の状況（単位：千円）

決算期	連結貸借対照表		個別貸借対照表	
	流動資産	流動負債	流動資産	流動負債
2004年3月	4,031,184	8,901,579	3,975,588	8,888,514
2005年3月	4,039,753	9,009,240	3,942,020	8,984,729
2006年3月	4,471,246	9,381,265	4,338,779	9,350,616
2007年3月	5,537,700	9,918,868	5,402,430	9,881,012
2008年3月	5,390,455	9,421,622	5,257,432	9,402,090
2009年3月	8,994,879	11,589,373	8,926,723	11,573,894
2010年3月	10,581,189	15,610,540	9,990,929	15,409,729
2011年3月	11,782,513	14,821,229	11,016,511	14,617,988
2012年3月	9,429,356	14,416,630	8,545,926	14,267,925
2013年3月	8,920,836	11,660,025	7,879,665	11,477,517

<注>有価証券報告書に基づいて筆者作成。

定基準に含めて解釈するとすることに問題が生じない。

したがって、我が国の法的倒産処理手続申立原因としては、債務超過とともに支払不能が定められていることから、「債務超過、又は流動負債が流動資産を超過している状態」

でなく、むしろ「債務超過又は支払不能」と規定する方が我が国の法規制にマッチした判断基準となると考えられる。また、このようにISAと異なる規定であっても、当該部分は「適用指針」であり「要求事項」ではないので問題はないと考えられる。

[注]

- 1) クラリティ版ISA570第13項における「財務諸表の日」(date of financial statements)とは、財務諸表の対象である直近会計期間の最終日とすることがISA第560号「後発事象」において定義されている。
- 2) 市川・那須・持永(2003)171頁。
- 3) 国際監査基準第570号「継続企業」における当該例示は、日本公認会計士協会国際委員会によって「債務超過の状態又は流動負債が流動資産を超過している状態」と翻訳されており、新監査実務指針第570号Ⅲ適用指針(1)A1における例示と同じ内容である。
- 4) 『判例時報』第1021号、110-114頁。
- 5) 『判例タイムズ』第956号、291-295頁。
- 6) 筆者がサーベイしたところによれば、簿価を修正して債務超過を判定したケースは、固定資産の含み損を加味して債務超過を判定したケースが1社であり、土地再評価差額金を除いて債務超過を判定したケースが2社である。
- 7) もし経営者及び監査人が規定を杓子定規に捉えて硬直的な判断を行えば、ゴーイング・コンサーン情報の適正な開示が達成できないおそれがある。
- 8) 桜井(2010)196-197頁。
- 9) Donald Kehl(1941)p.26, 津守(1962)7-8頁。
- 10) 衡平法(エクイティ)とは、英米法においてコモン・ローで解決されない分野に適用される法準則である。
- 11) Donald Kehl(1941)p.26, Loyd C. Heath

- (1978) pp.33-34.
- 12) 猪熊(2009)101頁。
- 13) Donald Kehl(1941)p.27, Jeff Ferriell, Edward J. Janger(2007)p.288.
- 14) 安藤(1997)24頁。
- 15) 1年を超えない期間を評価期間として、運転資本の不足を判定基準とするSAS126の前身であるSAS59において既に規定されており、よってクラリティ版ISA570によってこれらの点について変更はなかった。
- 16) 市川・那須・持永(2003)123頁。
- 17) 確かに新監査実務指針第570号第16項で「監査人は、入手した監査証拠に基づき、単独で又は複合して継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関する重要な不確実性が認められるか否かについて実態に即して判断し、結論付けなければならない。」とされているように実質的判断に基づけば特に問題は生じないとも考えられるが、前述した債務超過の判定に見られるように、実務上は専ら形式的判断によるおそれもある。また、実質的判断を理由に実務指針に規定する形式要件の取扱いが曖昧になれば、経営者及び監査人の責任範囲も曖昧になるおそれがあり、また、形式要件が実質判断のもとで実務上採用されないことが多くなれば当該形式要件が空文化するおそれもある点で問題である。
- 18) 例えば、棚卸資産を有しない固定資産が多い業種として、鉄道業、運送業などが考えられる。

参考文献

- AICPA(2012), Statement on Auditing Standards126, *The Auditor's Consideration of An Entity's Ability to Continue as a Going Concern (Redrafted)*
- Donald Kehl(1941), *Corporate Dividends-Legal and Accounting Problems Pertaining to Corporate Distributions*, The Ronald Press Company
- IDW (2010), IDW Prüfungsstandard, *Die Beurteilung der Fortführung der Unternehmenstätigkeit im Rahmen der Abschlussprüfung (IDW PS 270)*
- IFAC(2010), *2010 Handbook of International Quality Control, Auditing, Review, Other Assurance, and Related Services Pronouncements-Part I* / 国際監査基準第570号「継続企業」日本公認会計士協会（国際委員会）
- Ferriell J. & E. J. Janger, (2007), *Understanding Bankruptcy Second ed.*, Matthew Bender & Company, Inc.. / 米国倒産法研究会訳（2011）『アメリカ倒産法』レクシスネクシス・ジャパン株式会社
- Heath L. C., (1978), *Financial Reporting and the Evaluation of Solvency*, AICPA / 鎌田信夫・藤田幸男訳（1982）『財務報告と支払能力の評価』国元書房
- 安藤英義（1997）『新版商法会計制度論』白桃書房
- 五十嵐邦正（2005）『会計理論と商法・倒産法』森山書店
- 市川育義・那須伸裕・持永勇一（2003）『完全解説ゴーイング・コンサーンの実務』財形詳報社
- 伊藤邦雄（1996）『会計制度のダイナミズム』岩波書店
- 猪熊浩子（2009）「会計基準の国際化と配当可能利益の動向」『国際会計研究学会年報2009年度』, 99-109頁
- 桜井久勝（2010）『財務諸表分析〔第4版〕』中央経済社
- 篠原真（2010）「IAASBにおけるクラリティ・プロジェクトと日本公認会計士協会の対応について（監査基準の国際的コンバージェンスの最新動向）」『企業会計』Vol. 23 No. 6, 853-858頁
- 関口智和（2011）「IAASBの取組み（4）国際監査・保証基準審議会（IAASB）における最近の取組み－クラリティ・プロジェクトの概要及び適用支援等について」『会計・監査ジャーナル』Vol. 23 No. 11, 19-23頁
- 津守常弘（1962）『配当計算原則の史的展開』山川出版社
- 内藤文雄・松本祥尚・林隆敏編著（2010）『国際監査基準の完全解説』中央経済社
- 八田進二編著（2001）『ゴーイング・コンサーン情報の開示と監査』中央経済社
- 濱本明（2014）「継続企業の前提に関する債務超過」『会計・監査ジャーナル』Vol. 26 No. 2, 81-87頁
- 本田良巳（2012）「EU第2号指令における資本維持論(1)－配当規制を中心にして－」『大阪経大論集』第63巻第2号, 137-148頁
- 本田良巳（2012）「EU第2号指令における資本維持論(2)－配当規制を中心にして－」『大阪経大論集』第63巻第3号, 1-9頁
- 本田良巳（2012）「EU第2号指令における資本維持論(2)－配当規制を中心にして－」『大阪経大論集』第63巻第4号, 25-37頁

渡辺和夫（1992）『リトルトン会計思想の歴史的展開』同文館出版

『判例時報』第1021号，1982年，日本評論社

『判例タイムズ』第956号，1998年，判例タイムズ社

**(Abstract)**

The new standard on auditing 570, "Going Concern," was released in Japan after we received the Clarity Project of IAASB and revised the large part of former standard based on IAASB's suggestions.

However, there is a danger that the contents of the standard 570 in a clarified version might have been introduced into our system without sufficiently discussing whether this standard matches our system in Japan.

In particular, compared with the Anglo-American systems, our country does not have a system that net current liability position may cast doubt about the going concern assumption.

In addition, in contrast to the German and US auditing standards, Japanese system has a problem which might not maintain a coherence of the period of auditor's assessment.

Therefore the new criteria concerning insolvency that can criticize the current standards of going concern should be set up.

**(付記)**

本稿は、科学研究費基盤研究（C）（課題番号23530597）による研究成果の一部である。